

令和3年の捕鯨業の捕獲枠について

令和3年の大型鯨類（ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ）の捕獲枠は、以下の方針に基づき、令和2年と実質的に同数の頭数を設定いたします。

- ① 科学的根拠に基づいて算出した「捕獲可能量」は、令和2年と同数。
- ② ミンククジラについて、「捕獲可能量」から差し引く、定置網での混獲数（5か年平均）は、令和2年より2頭減少し、37頭となったため、水産庁留保分を令和2年より2頭増加し、14頭とする。

令和3（2021）年の捕獲枠

	捕獲可能量 (令和2年と同数)	捕獲枠	水産庁 留保分	混獲数 ^{※1}	【参考】令和2年			
					当初捕獲枠 ^{※2}	水産庁 留保分	混獲数 ^{※1}	捕獲実績
ミンククジラ	171	母船 0	14	37	母船 20	12	39	母船 0
		基地 ^{※3} 120			小型 100			小型 95
ニタリクジラ	187	母船 150	37	0	母船 150	37	0	母船 187
イワシクジラ	25	母船 25	0	0	母船 25	0	0	母船 25
合計	383	295	51	37	295	49	39	307

※1：過去5年間の平均値。

※2：令和2年は、漁期中に水産庁留保分から小型への追加配分、母船への配分の変更を行っている。本表は、捕獲枠設定当初の数字。

※3：令和2年12月1日付けの漁業法改正に伴い、「小型捕鯨業」から「基地式捕鯨業」に名称を変更。